

北海道警察本部告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和7年4月28日

北海道警察本部長 伊藤 泰 充

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和7年5月26日に一般競争入札の公告を行う事業用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦訓練業務委託契約

(2) 資格

事業用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦訓練業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

事業用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦訓練業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(8) 航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1項の規定により航空機使用事業者として国土交通大臣の許可を受けている者であること。

(9) 航空法第24条、第25条第1項及び第25条第2項に規定する操縦練習及び実地試験受験に使用する航空機について事業用操縦士資格（陸上多発タービン機を含む。）並びに航空法第71条の3に規定する特定操縦技能審査認定及び航空法第31条第1項に規定

する第一種航空身体検査証明が有効である者を2人以上確保していること。

- (10) 取得する事業用操縦士資格の操縦訓練及び実地試験受験に使用する航空機は、回転翼航空機陸上多発タービン機アグスタ式A109型又はエアバス・ヘリコプターズ式EC135型を含むこと。

- (11) 過去3年間に同等以上の資格取得のための操縦訓練業務を行った実績があること。

- (12) 操縦訓練及び実地試験受験は日本国内で実施可能であること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年4月28日から令和7年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2255